

## 令和5年度定期監査結果

### 1 監査期間及び対象

第1日目	11月6日(月)	① 総務課 ② 税務課 ③ 危機情報管理課 ④ 住民課
第2日目	11月9日(木)	① 保育所 ② 子育て支援課 ③ 出納室
第3日目	11月13日(月)	① 清掃センター ② まちみらい課 ③ 健康保険課
第4日目	11月16日(木)	① 水道課 ② 地域包括支援センター ③ 給食センター ④ 建設課
第5日目	11月21日(火)	① 社会福祉課 ② 下水道課 ③ 教育委員会事務局
第6日目	11月24日(金)	① クリーンセンター ② 図書館・創世ホール ③ 議会事務局 ④ 現地調査

### 2 監査場所

北島町役場 3階 監査委員室

### 3 監査の方法

事前に提出を求めた令和5年度定期監査調書に基づき、各課、所等の所掌する事務事業を重点に、また財務に関する事務の執行について、所管課長、所長等から4年9月末までの執行状況の現状報告を求めた。

必要に応じて調書及び関係書類等の突合、関係職員からの補足説明を聴取し、その都度、不合理、不適合と思われる事案については意見を述べ、法、条例、規程に合致するよう指導し、改善を求めるとした方法で実施した。

### 4 監査を実施した監査委員及び補助職員

北島町監査委員 柴山 慶三  
北島町監査委員 北島 昭文  
補助職員 那須 桂子

## <全体共通>

定期監査調書の「5、備品台帳に関する事項」において、前年調書より移動（「受入」「払出」）がある場合は、備考欄に移動元、移動先の説明書きを記入するように徹底していただきたい。

## <各課別>

○総務課：①備品台帳の管理について、自営でシステム開発され、ほぼ完成の域まで来ていますが、各部署において過去に廃棄処分済の備品が、まだ物品一覧表に記載されています。物品一覧表に記載される場合には、廃棄処分済かどうかの区分を明確にしていきたい。

②最近のニュース報道で、地方自治体の不祥事に関する記者会見が時々報道されています。このことに関して、北島町でも不測のトラブルなど、町がマスコミ対応の必要な場面が起こらないとも限りません。従って、リスク管理（対応の仕方や発言一つが社会的に大きな波紋を呼ぶこともある）の一環として、記者会見の想定問答を訓練しておくなど、また「マスコミ対応研修」等を受講されることを要請します。

○税務課： 特になし。

○危機情報管理課：

①耐震診断率が現在24.5%に留まっています。耐震診断率の向上対策として、町報等で広報されています。しかし、新耐震基準(H12年5月31日以前に建築されたもの)の設定により、新たに1,995戸が該当することになりましたが、住民の方々の中には旧耐震基準を認識されていても、新耐震基準を十分に理解されていない方が多いものと推察されます。従って、新耐震基準に該当することになった世帯に対して、改めて戸別に周知を徹底することが出来ないかどうかを検討されたい。

②北島町内には、多くの避難場所、避難所、福祉避難所があります。そして、それらの施設には備蓄物資(ローリングストックを含む)や資機材も多種にわたり保管されており、当課ではその管理にエクセルを活用して自営で在庫管理表を作成しています。自治体向けの月刊誌「ジチタイワークス」に、ある市町村が避難所等の備蓄品の在庫管理について、専門家が開発したアプリを導入し、リアルタイムで全職員が共有していると実例が掲載されています。自営のソフト開発も高評価ですが経済性・有効性や効率性を比較評価すれば、リアルタイムの操作で常に最新の状況が把握できるアプリを早急に導入すべきと推奨いたします。

○住民課： 特になし。

○保育所：①消防・避難訓練については、年間の実施計画表を作成し、実施後は「訓練のねらい」「災害発生の想定」「実施の状況」「反省点」として、記録されています。また各部屋担当の保育士によるコメントも記載されており、幼児の命を預かる仕事として訓練に当たられていることに感謝します。ただ、警察への直通の非常ベルに関して、年2回の保守点検をされていますが、最近是不審者が学校施設に侵入したという報道もありますので、年1回以上の実テストを実施されたい。

②保護者と保育所との連絡事項等にコドモン(ソフト)を利活用され、連絡ミスによる事故の防止が出来ていると推察されます。ただ、全国的にコドモンの利用の多い時間帯に、処理能力オーバーのような原因不明の一時通信が不良となることがあると伺いました。それに関しては、早急にコドモン業者に連絡を取り改善されたい。

○子育て支援課：

当課では都市公園以外の神社(5箇所)に併設されている遊具を管理し、点検については業者に委託されています。ただ遊具が設置されている神社の中には、遊具の数や種類・立地場所等により利用頻度が少ない実態があると聞いています。そして、遊具の修理・更新には財政的に限られた予算であることから、最近の利用状況を確認した上で、利用頻度の少ない神社に設置された遊具の存廃を検討しても良い時期ではないかと思われまます。

○出 納 室： 特になし。

○清掃センター：

①自走式二軸剪断機(ガラパゴス)の分解・切断を自営で行うことにより、売却額が約2倍で処分することが出来ています。売却までに時間がかかりましたが、金属類の売却単価が高い時期に処分されたことも評価に値します。

②清掃センターの広報について、最近ではほとんど「町報きたじま」に掲載されることもなく停滞した状態となっています。ごみ廃棄物処理は我々の生活に最も密接した重要な業務であり、住民の方に種々の課題の周知と協力をお願いして、最小の経費でそれらの処理ができるように進めて行かねばなりません。従って、町報を活用して、様々な課題を分かり易く情報を提供し、住民全員が取り組みながら目標が達成できるような仕掛けを工夫し推進していただきたい。

○まちみらい課：

①昨年の定期監査で、事務分掌に公害係「(6)環境改善対策推進委員に関すること」とある項目を、現状の業務内容と比較・吟味されて対応を検討されたいと指摘していました。今年度はその指摘を受けて、その他の項目も含め4項目が廃止されていました。まちみらい課の業務は時代とともに変化していく業務が多いと思われまますので、今後も現状の業務と比較しながら事務分掌の新設及び改廃を検討されたい。

②農業委員会は毎月定例的に、農業委員等10数名の出席のもと、会議が開催されています。その会議で配付される資料は相当な枚数と聞きますので、国から支給されているタブレット2台と総務課が管理しているタブレット20台を活用し、本町の方針であるDX推進の一助となるようペーパーレス化を目標に取り組んでいただきたい。

○健康保険課：

重層的支援体制整備事業については、社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない①相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するこの事業が令和3年4月から施行されました。北島町では今年度を準備期間として、地元のNPO法人や企業と共に、まずは参加支援事業等を活発に進められていることを認識しました。徳島県内でも準備に取り組み始めた市町村は4自治体のみであり、先進的に取り組まれていることを評価します。

○水道課： 滞納未納額について、令和5年度上期は令和4年度と比較して、より厳しく給水停止処置(R4年8件/年間→R5年15件/上半期)を実施し、令和2年度から毎年減少傾向となっていることを評価します。今後も、私債権条例を適用しながら、積極的に滞納未納額の回収に取り組んでいただきたい。

令和2年度滞納未納額 3,455千円 3年度 3,109千円 4年度 2,959千円 5年度 2,781千円

○地域包括支援センター：

認知症総合支援として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を毎月1回開催し、認知症ご本人と家族の話を聞く機会となっています。北島町内には、レシピに認知症と記載のある方が、426名(9月末現在)と把握されておりますが、オレンジカフェへの登録者数は12名に留まっています。認知症の方に寄り添うご家族の負担は余りあるものと推察されますので、他の家族との接点や情報交換の場として、オレンジカフェが活かせるように、登録者の増加に努めていただきたい。

○給食センター： 特になし。

○建設課： 建設課が住民に管理業務委託をしている排水機場・ポンプ場・樋門が10箇所余りあります。これらの業務は、豪雨災害時には非常に重要な作業となりますが、緊急事態の場合には、特に安全第一に対応して頂かなければなりません。従って、管理業務を受託していただいている住民の安全教育を定期的実施されることを要請します。

○社会福祉課： 特になし。

○下水道課： 特になし。

○教育委員会事務局：

都市公園外の遊具(中央公園・北公園)及び北島小学校の点検委託業務について、遊具点検結果によりますと、北公園では複合遊具で、また北島小学校では鉄棒でC判定の箇所が見受けられますので、特に北公園の遊具は大変利用者が多いことから、早急に修繕等の対応を検討されたい。

※C判定・・・異常あり、修繕又は対策が必要。

○クリーンセンター：

備品台帳に関して、昭和50年代に購入された計測器が数台在庫として記載されています。この計測器が現在も使用が可能かどうか確認の上、適切に対応をしていただきたい。

○図書館・創世ホール：

契約の状況について、「図書館貸出業務委託」の契約が一日当たり6,800円(時間当たり877円)という内容で締結されています。徳島県では最低賃金が令和5年10月より41円アップの896円となっています。

業務委託の場合、雇用契約を交わさないことから労働法(労働基準法、職業安定法、労働者派遣法)の対象外となり、最低賃金は適用されません。

しかし、契約書面上では業務委託契約であったとしても、実態に労働者性があれば労働者と認められる場合もあります。労働者性の判断基準には以下のようなものがあるため、業務委託契約については、十分な配慮と対応を検討されたい。

- ・発注先から職務に対する命令や指示を受けている。
- ・勤務時間や場所について拘束されている。
- ・報酬が時間単位で計算されている。
- ・発注者の就業規則や福利厚生制度を適用している。

○議会事務局・監査委員事務局：

先の町議会議員選挙の結果、1～3期生議員が約半数を占めることになっています。議員の方々は、日頃からそれぞれの分野で情報収集や学習に日夜研鑽されているものと推察されますが、議会事務局からも、議員の一般質問・委員会等で役立てられる様な課題の講師を招聘またはリモート研修を行ったり、各地の研修会の情報提供を積極的に進められることを要望します。

○現地視察：

平成29年5月に「鳴門市・北島町の浄水場共同化に関する覚書」を締結し、その後、「鳴門市・北島町共同浄水場基本計画」が策定されて、令和3年3月より共同浄水場整備事業の実質的な工事が開始となり現在に至っています。

現地視察時には、浄水処理棟・管理棟・河川横断施設の工事中の現場を案内していただきました。工事の進捗状況については、計画通り着実に進められていることを確認しました。また、予め要求しておりました監査事項(下記の事項)を副場長並びに工事責任者と質疑を交わしました。整備事業の代表企業が大手上場会社であることもあり、工事関係及び安全衛生面の管理も十分に行き届いていること

を確認できました。

- (監査事項) ・ 施工体系図      ・ 平面配置図      ・ 全体工程図  
・ 安全衛生関係会議、巡回パトロールの議事録  
・ 防犯関係      ・ 周辺住民への対策 など

以上